

見附市煙火消費許可に関する事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 5 号

見附市煙火消費許可に関する事務処理規則の一部を改正する規則

見附市煙火消費許可に関する事務処理規則（平成 1 8 年見附市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。